設計業務等委託契約書附属条件

（趣旨）

第１条　この附属条件は、設計業務等委託契約書（以下「委託契約書」という。）の条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

（仕様書）

第２条　委託契約書第１条の仕様書は、次のとおりとする。

（１）　岩手県森林保全課測量業務標準仕様書

（２）　岩手県県土整備部設計業務共通仕様書

（３）　土地調査業務特記仕様書

２　前項各号に掲げる仕様書の内容が相いれない場合は、次によるものとする。

（１）　第１号、第２号の仕様書の内容と、第３の特記仕様書の内容が相いれない場合は、特記仕様書とする。

（管理技術者）

第３条　委託契約書第10条で定める管理技術者は、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。

（照査技術者）

第４条　委託契約書第11条で定める照査技術者は、特記仕様書に定める業務経験を有しなければならない。